

## 岡山県立岡山盲学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年4月 改訂

## いじめの定義

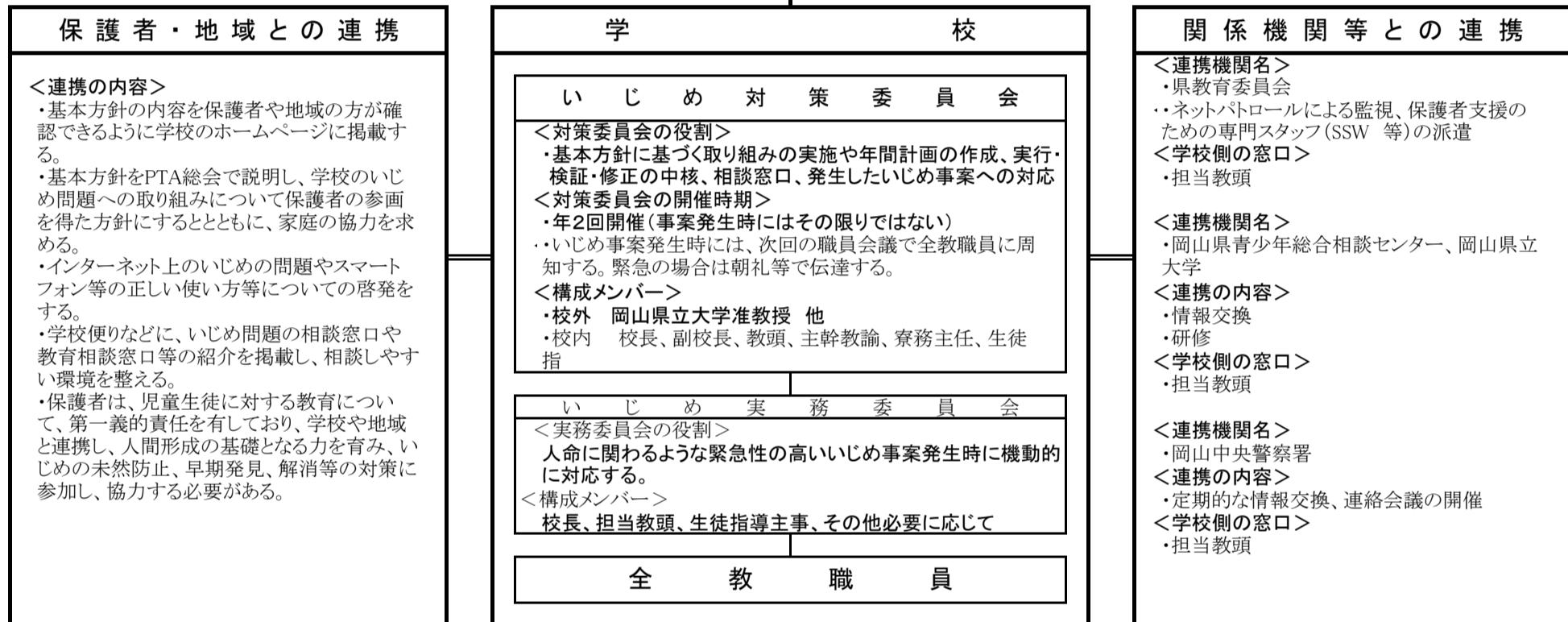
いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

## いじめに関する現状と課題

- ・昨年度の本校の児童生徒が心身に苦痛を感じるに至り、法律に定義されているいじめとして認知した件数は6件であった。
- ・現在、生徒指導係を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して、学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のために、教職員や保護者などが児童生徒の小さな変化に気付く力を高め、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、教職員が連携した組織的な対応を行うことが必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。また、児童生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、情報教育係が中心となって、校内研修や児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自尊感情を高め、充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、各学期にアンケートを実施する。そこで得られた必要な情報は教職員間で共有する。
- <重点となる取り組み>
- ・児童生徒のSNS等インターネットの利用実態を踏まえ、各学年において児童生徒の実態に応じた情報モラルに関する指導を計画的に実施する。
- ・高等部生活委員会が中心となって「いじめ防止スローガン」を作成し、啓発することによって、いじめを許さず、自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。



## 学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

<p>① いじめ防止の取り組み</p>	<p>(生活目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活目標をいじめ防止に関するものに定め、学校全体でいじめ防止に取り組む気運を高める。 (教職員研修)</li> <li>・教職員の資質能力向上のため、いじめの背景となりえる情報モラルや発達障害、性同一性障害などの研修を行う。 (委員会活動)</li> <li>・高等部においては、各学期毎の「いじめ防止スローガン」を生徒自らが考え、啓発することにより、生徒自身でいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 (居場所づくり)</li> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自尊感情を高め、充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育)</li> <li>・各学年において、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、生徒の実態に合わせて行う。</li> </ul>
	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態把握のために「学校生活に関するアンケート」を各学期ごとに実施する。また、年3回の教育相談の中で、児童生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの兆候がある場合の早期発見に努める。 (相談体制の確立)</li> <li>・相談担当の教職員を児童生徒に周知すると同時に、全ての教職員・寄宿舎指導員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> <li>・アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システム(STANDBY)を活用し、早期発見の1手段とする。 (情報共有)</li> <li>・児童生徒の気になる変化や行為があった場合、担任や生徒指導係に伝えると共に、各部会や寄宿舎部会等で連絡し、教職員間で情報の共有ができる体制をつくる。 (家庭への啓発)</li> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、保護者懇談等において家庭と学校での児童生徒の様子を情報共有し、必要に応じて積極的に児童生徒を観察するようにアドバイスをし、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
<p>② 早期発見の取り組み</p>	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、小さな兆候であってもいじめが疑われたりするときには、速やかに対応し、いじめの有無の確認を行う。</li> <li>・人命に関わるような緊急の場合は、いじめ実務委員会が中心となって迅速に対応する。 (いじめへの組織的対応の検討)</li> <li>・いじめの事実が明らかになった場合、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童生徒への支援)</li> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して継続的な支援を行う。 (いじめた児童生徒への指導)</li> <li>・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>
<p>③ いじめへの対処</p>	